

お客様各位

【お知らせ】

電子申請はじめました

確認検査業務において電子申請をはじめました。

長崎市、諫早市、西彼杵郡（長与町、時津町）及び大村市の
一戸建て住宅を市町経由なしで、いつでも申請できます。

○申請に先立ち、現地調査表による自主チェックをお願いします。（大村市以外）

○大村市の物件についてはセンターホームページにある「事前調査書」を添付して
申請書を提出ください。

※業務を行う建築物は下記のとおりです（道路種別は問いません）

- ・建築基準法第6条1項四号に規定する建築物のうち一戸建ての住宅（いわゆる四号）
- ・建築基準法第6条1項二号又は第三号に規定する建築物のうち、構造計算書の添付が免除される一戸建ての住宅
- ・一戸建ての住宅に付属する物置等、ホームエレベーター、及び擁壁

令和6年 1月 9日

指定確認検査機関

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター